

令和3年度海外販路開拓支援事業実施要領

(目的)

第1条 本事業は、海外における県産品の商談や販売促進活動、あるいは、新たな市場への販路開拓に取り組む会員に対して、その経費の一部を助成することにより、県産品の輸出促進・拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領及び別表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県産品

- ①生産、製造又は加工の最終段階を県内で行っている商品をいう。
- ②主な原材料が福島県産であって、県外の事業者などにより製造された場合は、県内に主たる事業所を有する者が販売を行っている商品をいう。

(2) 認証

ハラール、コーシャ、HACCP、CE等、輸出仕向国で求められる、または取得により海外での競争力強化につながると認められる認証のことをいう。

(助成要件)

第3条 事業実施主体は、福島県貿易促進協議会（以下、「協議会」という。）の企業または個人会員とする。

- 2 助成対象事業の商材は自社製品とする。（ただし、商社はこの限りではない。）
- 3 本事業は、前項に定める事業実施主体が第4条に規定する取組を行う場合に、助成対象経費の一部を助成する。

(助成対象事業)

第4条 企業または個人会員が海外販路開拓・拡大を目的として取り組む以下の事業とする。

- (1) 海外商談活動
- (2) 海外におけるテストマーケティング
- (3) 輸出に向けた取組(英語版ホームページの作成 等)
- (4) 海外展示会・見本市・商談会への出展、参加（オンラインを含む）
- (5) 海外向け認証取得
- (6) 輸出仕向国の法規制対応
- (7) 外国特許出願

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は別表のとおりとする。

(助成額)

第6条 助成額は、予算の範囲内において別表のとおりとする。

ただし、1会員につき、年度中、各区分の合計額20万円を上限とする。

(申請交付手続き)

第7条 申請者は、「助成申請書」(様式1)に必要な書類を添付し、原則として事前に福島県貿易促進協議会長(以下、「会長」という。)へ提出する。

2 会長は、提出された申請書を審査し、適当と認められるときは、「助成金の交付決定」(様式2)を行う。

3 申請者は、助成対象事業実施後、15日以内に「実績報告書」(様式3)および必要書類を会長へ提出する。

4 会長は助成金額の確定を行い、申請者へ通知する(様式4)。

5 申請者は、助成金の額の確定に基づき、「助成金請求書」(様式5)を会長へ提出する。

6 会長は事務処理にあたり必要と認められるときは、申請者に対して必要書類の写し等の提出を求めることができる。

(事業の変更、中止)

第8条 申請者は申請内容に変更があるとき、または事業を中止しようとする場合には、「助成変更承認申請書」(様式6)により、事前に会長の承認を受ける。

2 会長は、提出された助成変更申請書を審査し、適当と認められるときは、「事業変更の承認」(様式7)または「事業中止の承認」(様式8)を行う。

(その他)

第9条 事業の実施において必要な事項は別途定める。

附 則

この要領は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月25日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

「海外商談・販売促進活動支援助成事業実施要領(平成26年5月9日施行)」は平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、平成30年5月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。